

● 令和7年度からの助成金算定方法 ●

原則として、ふれあいサロンの活動は「1回1時間以上、10人以上の参加」を基本としています。

そこで、「1年間あたりの延べ参加者数」によって区分を設定し、それぞれの区分に応じた助成金をお支払いすることとしました。

各区分については、上記基準を満たす活動を月に何回行うかを目安に設定しています。

1年あたりの延べ参加者数		区分	金額(円)
以上	以下		
1人	120人	0	30,000
121人	240人	1	35,000
241人	360人	2	40,000
361人	480人	3	50,000
481人	600人	4	60,000
601人	720人	5	70,000
721人	840人	6	80,000
841人	960人	7	90,000
961人	1,080人	8	100,000
1,081人	1,200人	9	105,000
1,201人	9,999人	10	110,000

● 注意事項 ●

- ・実績報告時に、予定していた参加者数を超えたとしても、追加の助成金は支給しません。
- ・実績報告時に、予定していた参加者数を満たさなかった場合は、その実績に応じて助成金を返還する必要があります。
- ・実績報告時に、支給された助成金より活動での支出額が少なかった場合は、差額を返還する必要があります。

過小・過剰に活動を見積もらず、
適正な計画の作成をお願いいたします。

● 申請書の提出について ●

- ・申請書の様式は昨年度までとほぼ同様です。

作成した年間活動計画をもとに、上記の助成金の区分表を参照して記入してください。

- ・提出期限は令和7年5月9日（金）とします。

【資料作成】

滑川市役所福祉課高齢福祉係

TEL：076-475-1426